愛知教育大学研究報告，51（人文・社会科学編），pp. 141～149, March, 2002

鴉片貿易独占会社の設立構想について

目黒克彦
katsuhiko MEGURO

社会科教育講座

一　はじめに

1858年(咸豊８)，中英間で締結された天津条約に付随する「中英通商章程」によって合法化されたインド鴉片の輸入は，輸入関税30両を海関に納付した後に中国商人に売却され，中国商人は国内における流通・販売の過程において，華税（国内関税＝常税）及び厘金を課されるが，その額は当該地方機関の判断に委ねられ，外国の干渉を受けないこととされた[1]。こうしてインド鴉片の合法的な貿易が行われることとなったが，これによって密輸・脱税が根絶されたわけではなく，中国海関総税務司ロバート・ハート（Robert Hart，漢名：赫徳）の再三の指摘に見られるように，密輸・脱税が横行しており[2]，その対策として輸入港の海関において，関税と厘金を同時に徴収し，以後の課税は行わないとする所謂「税厘併徴」の方式が提案された[3]が，この段階では清朝当局の採用するところとはならなかった。

1875年２月（光緒1.1）に起こった所謂マーガリー事件の収拾として締結された「煙台条約」は，その第三端第三条において，輸入鴉片に対して，海関において洋商は関税毎百斤30両を，これを購入する中国商人は厘金を同時に納入する「税厘併徴」を実施することと規定し，その厘金の額は貿易港所在の各省の事情により定めるものとされた[4]。しかしこの規定は，インド政庁の財政収入と鴉片商人の利益に大きな影響をもたらすとして，強い反対が表明されたために，イギリス政府は批准を拒否し，以後その批准の障碍となっている全国一律の厘金額の設定をめぐって，中英間で曲折した交渉が展開されることとなる。この交渉の過程では，アメリカ・ブラジル・ロシアとの間で鴉片貿易を禁止する条約を締結し[5]，更に成功を見ることはなかったが，ドイツとの条約改正の中でも，この鴉片貿易禁止条項を盛り込み，鴉片貿易を擁護・固執するイギリスを孤立させようとする政策[6]や，左宗棠による税厘合計150両に増額すべしとする提案をめぐる議論[7]の展開と共に，以下に論述するインド鴉片貿易を独占し，インド・中国に納税を請け負う会社を設立することにより，両当局の税収を保証し，密輸・脱税を根絶させ，鴉片の輸入量を逓減することにより，ゆくゆくは鴉片貿易自体を廃絶にもちこもうとする構想が検討されることとなったのである。小稿はこの構想の内実を検証し，その意味について考えることを目的とするものである。

二　広東商人による設立構想

鴉片貿易を独占し，インド・中国双方の税収を保証する会社の設立構想は，先ず広東において，中国商人による民間資本によって設立する構想，或いはイギリス資本との合弁による設立が検討された。李鴻章は左宗棠に宛てた1881年５月30日（光緒7.5.3）の書簡において，以下のように述べている。

イギリス外務省の専門官が駐華イギリス公使ウェード（Sir Thomas F. Wade，漢名：威妥瑪）を訪問し，中国におけるインド鴉片の年間販売量を調査し，民間人による税厘納入を請け負う方法を検討したと述べたという情報を伝え，更に香港より来た瓊州鎮総兵の彭玉が，「英官」と中国商人の合弁による会社設立の構想が検討されているという情報をもたらしたことに対して，イギリスが真剣に対応し援助しない限り，成功しないであろうとの李鴻章の見解を述べている[8]。

この構想について，李鴻章は１か月余の後，上奏を行い，最近広東の商人何献墀なる人物が，資本金2000万両を集めて会社を設立しようとしている。瓊州鎮総兵の彭玉と翰林院編修の鍾徳祥が前後して提出した節略に拠れば，インド当局との間で，インド・中国間の鴉片貿易を一手に扱う契約を結び，中国政府に対しては毎箱百余両の税厘を納入しようとするものであると報告している[9]。ここに登場する何献墀という人物については，上奏の後段において，何献墀等は広東の富商であり，対外貿易について熟知しており，多くの商人も彼の呼びかけに応じて出資するであろうとの観測を示し，政府に納入すべき税厘については，誓約書(保結）の提出を求め，章程を定め，大官を特派し適切な監督・徴収を行えば，税収の面で期待の持てる有望な事業であるとの考えを示している。しかし問題はこの商人達が香港及びインド総督の信頼と賛同を得られるか否かであり，如しこの構想が実現するなら，許可証（憑約）を与え，外国商人による争奪・妨害や密輸・脱税を防止でき，成果を得られるであろう。しかし事は大局に関わり，中国側の独断的な対応は出来ないことであると述べている。

李鴻章はこの上奏の中で，イギリスより中国各港における毎年のインド鴉片の販売量を調査するという使命を帯びて広東に来たイギリスの官員サミュエル（Joseph Samuel，漢名：沙苗）なる人物と何献墀等が会談した際に，この構想について話が及んだ所，サミュエルは留意するとし，中国・インド当局の了承が得られれば，書簡で知らせるとの回答を得て，意を強くした商人達は彭玉に委嘱し，この構想を鍾徳祥を通じて李鴻章に伝えられたという。この史料により，先の李鴻章の左宗棠宛書簡に登場する「英外部の専人」は，このサミュエルを指していると理解できる。又サミュエルと何献墀等との話し合いの中で，具体的に両者の合弁ということにまで話が及んだか否かは明らかでない。このサミュエルについては，後に詳述することとして，こうして伝えられた鴉片貿易を独占し，政府への税厘の納付を請け負うという会社の設立構想に対して，李鴻章は当初は極めて強い関心を示している。即ち，総税務司の見積りによる毎年の密輸量二万数千箱に対して，当時左宗棠が提案していた毎箱150両の税厘を徴収するとすれば，三百数十万両が脱税される計算になり，将来全国の開港地で税厘併徴が実施されれば，益々密輸脱税の増加が懸念されるとし，その対策として，香港に会社を設立し，官の監督の下で中国商人により独占的に鴉片業務を扱うこととすれば，数百万両の税収の増加になるだけでなく，中国の港や内地における厘金徴収機関や密輸取締の巡船も不要となり，大きな支出の節約になると利点を述べている。

又1881年8月6日（光緒7.7.12）付の李文田に宛てた李鴻章の書簡においても，広東商人達の計画・構想に対して，真に成功するかどうか，イギリス当局が認めるか否かについて，疑問であるとし，後に見るサミュエルとの合弁の話についても，不安の思いを示しているが，また他方で，当時まさに左宗棠の提起した税厘増額問題が論議の対象に上っていることも有り，対英交渉を順調に進め，輸入鴉片に対する税厘徴収を確実に実施し，密輸・脱税を防止するには，輸出地であるインドにおいて対処しなければならないという認識を示している[10]。

広東商人何献墀等による会社設立の構想に関しては，11月28日（光緒7.10.7），天津におけるイギリス公使ウェードとの会談により，李鴻章の彼ら商人に対する信頼が薄らぐこととなる。この会談は依然として輸入鴉片に対する厘金の額をめぐって応酬が為されたが，その中でウェードが言及した最近の洋薬処理問題に関する6つの議論の第6に，「香港の華商，洋薬公司を立て，税項を包攬せんと擬す」件について，李鴻章の見解を尋ねたことに対して，李は「洋薬公司を承辨するは，恐らく把握無からん」と答え，ウェードも「華商の公司の一層，香港の燕督は，その人甚だしくは靠るべからずと謂い，印度政府も亦相信じ難しとす。本大臣も亦その妥ならざるを慮る」と述べて，香港総督ヘネシー（Sir John Pope-Hennessy，漢名：燕臬斯）やインド政府も彼らを信頼できないと言っており，ウェード自身も彼らに委託することは妥当でないとしている[11]。こうしたイギリス側の考えも有り，李鴻章は翌11月29日（10.8）の総理衙門に宛てた書簡において，旧暦9月25日に受領した公文にある候選道何廷勲等の条陳の内容は，私の先の上奏に似たものであり，かつて香港総督が天津を訪れた折りに密談したが，彼らは何献墀等を信頼できないと言っており，後述するように，馬建忠がインドに赴き，インド総督及び財務関係者と会見したが，彼らもその構想に賛成していないことを伝えており，この構想を検討の対象にすべきではないと述べている[12]。

結局，広東商人何献墀等を中心とした中国の民間資本，或いはイギリス資本との合弁による，鴉片貿易を独占的に扱い，政府に対する納税を請け負う会社の設立構想は，その設立の主体となる広東商人等に対して，中英双方の当局より信頼を得られなかったために，実現することはなく流産に終わった。

三　デトリングの国営会社構想

鴉片貿易を独占的に行い，政府に対する税厘の納付を請け負う会社を設立するという構想を，より現実味を帯びて李鴻章に検討しようとさせたのは，天津海関の税務司ドイツ人デトリング（Gustav von Detring，漢名：徳璀琳）であったと思われる。李圭撰の『鴉片事略』には，デトリングが李鴻章に対してインドへの大員派遣を要請し，それが馬建忠の派遣となって実現した。彼の鴉片問題に関するインドへの調査・打診の旅行により，インド総督等当局者の一定の理解を得た後に，デトリングは「辨法十条」を李鴻章に提出したと記し，その「辨法」を収録している[13]。

先ず馬建忠のインド旅行については，坂野正高氏のの論考が有り[14]，それを参照しつつつ，その目的について簡単に触れておきたい。馬建忠自身の旅行記『南行記』は，その冒頭で，「合肥傅相の面諭を奉ずるに，鴉片事件を訪辨せよと。遂に南洋の行有り」とのみ記し，具体的な目的については述べていない。1881年7月19日（光緒7.6.24）馬建忠がインドへ向けて天津を出発したその日に，李鴻章はイギリス駐在公使曾紀沢に書簡を送り，現在進行中の鴉片貿易独占会社の設立に関して，事前に香港・インド当局と会談し，中国にとっては密輸・脱税の防止に関して，イギリス・インド当局にとってはインドの税収の保全を図るため，更にその貿易量を如何に逓減するか，その妥当な方法について，彼らの見解を打診し，それによって中国の民営の独占会社の設立が可能か否かを考えることを目的として，李鴻章の私的な使者として派遣し，総理衙門にも報告せずに派遣すると伝えている[15]。

かかる目的を持って行われた馬建忠の香港・インド訪問の結果を受けて，デトリングが提出した「辨法十条」について，その内容を紹介しよう。

第一条として，中国政府は名望才略を有する大員をインドに派遣し，インド総督に対して中国政府によるインド鴉片の一括購入による互いの利益を説明させ，更にロンドンに赴き，イギリス政府に「煙台条約」中の懸案となっている第三端第三条を削除し，既にインド総督との間で協議した方法について，別に専条を制定することとしている。

第二条では，その具体的方法として，中国・インド共に鴉片の急激な禁絶は困難であるとの前提の上で，30年を期限とし，インドより中国へ輸出する鴉片の基礎定数を9万箱と定め，協定成立の年より，中国は委員を派遣し，買収機関としての局を設置してその全量を買収し，他の商人等の買収を許さない。買収の量は毎年基礎定数より3000箱づつ逓減し，30年後に輸出を停止する。インド総督は，インドにおける罌粟栽培農民に対して，その生産量を30分の1づつ削減させること，香港・シンガポール・ペナンにおいて需要される鴉片は，年間の需要量を調査し，これも年々逓減させること，外国の各港における課税は，中国の港における課税額と一律にするとしている。

第三条は，インド鴉片の買収価格について，この方法の実施前に価格を定め，以後増減せず，買収に際しては，局員が製品を検査した上で，代価の支払いを行うと規定している。

第四条では，インド総督は全ての鴉片を中国に販売することを保証し，残余の鴉片がミャンマー等の国を経由し，雲南等の地に侵入することの無いようにするとしている。

以上の4か条については，インド総督・イギリス外務省との交渉により，変更することも有り得るとしている。

第五条において，中国政府は国内における罌粟栽培・鴉片生産の根絶を各省に厳しく命じ，インド政庁の納得を得なければならないとし，国産鴉片の根絶を規定している。

第六条では，「督銷洋薬局」と称する総局を北洋大臣の主持の下に天津に設置し，香港・上海に総廠を設け，他の通商港に分局を設立する。各通商港の分局は歴年の鴉片輸入の税冊・輸入量を調査し，その額を定数として，以後逓減させる。総局に総辨を配置するが，外国人を充てる場合は，その任期を定めるとしている。

第七条は，輸入鴉片に対する課税額は1箱当たり関平銀180両とし，その内より18両を公費に充て，これによって総局・分局等の開設経費・密輸取締経費及び施薬戒煙の経費とするとしている。

第八条では，中国各港に輸送された鴉片は桟房に保管し，販売の際にその港の海関に毎箱180両を納め，以後国内における流通・販売の際の厘金等の徴収は一切行わない。各海関の税務司・監督は「督銷洋薬局」と協力し，真剣に査察を行うものとしている。

第九条は，インドにおける鴉片の買収価格は一定しているが，中国に到着した後に，原価・輸送経費・保険費用・関税等の経費を除き，各港における販売価格は，総局が定めるとする。

最後の第十条では，鴉片の買収資金は総辨が銀行より年利7％で借り入れ，中国における売却益により返済する。局・廠・桟の建設経費も銀行より借り入れ，18両の公費の内より返済する。これらの借款は総辨の責任において行い，短期の借り入れについても，政府は関与しないことと規定している。

第五条以下の6か条は，中国側が自ら実施すべきことであり，不備の点については，議定された後に，随時申請して改めるものとしている[16]。

これに拠れば，北洋大臣の主導の下で，中国政府自身により，外国銀行からの借款を得て，インド鴉片を一括して独占的に輸入する「督銷洋薬局」という国営の会社を設立しようとする構想である（馬建忠はインド当局の官辨を妥当とする見解を聞いている[17]）。

この構想に対して，李鴻章は12月9日（10.18）に総理衙門に送った書簡の中で，この時期のイギリス公使ウェードとの交渉の状況を報告すると共に，次のように述べている。即ち「デトリングの構想は，既に私より軍機大臣兼総理衙門大臣の王文韶を介して総理衙門に伝えており，既にご承知のことと思う」。又「デトリングは匯豊銀行（Hongkong Shanghai Banking Co.＝香港上海銀行）と協議し，該銀行からこの事業への参与を願う書簡を得ており，これをウェードに示した所，ウェードも匯豊銀行が参画するならば，十分に信頼できるとした上で，更にインド・香港に中国の官員を配置して管理させるなら，決して困難ではないとの見解を示した」と述べている[18]。この匯豊銀行が提出した参与を求める文書の訳文が，この日の李鴻章の総理衙門宛の書簡に添付されている[19]。更に12月18日（10.27）の李鴻章の総理衙門への書簡において，馬建忠の交渉の結果について報告を受けたウェードは，信頼できる銀行の貸付が為されるなら，実施可能であると述べ，ウェードの賛同の回答を得たデトリングと馬建忠は，天津に在る匯豊銀行分局との間で下交渉を進め，12月10日（10.19）に9か条からなる「攬辨洋煙塾付銀款章程」の案文[20]を協議し，それを総理衙門に送付し，採択に備えると述べており[21]，匯豊銀行から年利7％の資金借り入れにより，会社設立の可能性が高まっていたと言える。

以上のことから，ドイツ人税務司デトリングの積極的活動の下で，イギリスの匯豊銀行の資金による鴉片貿易を独占的に行う国営会社の設立は，イギリス公使の賛同も得て，実現の可能性は極めて高いものであっ

たことが窺われる。しかし結局イギリス政府は中国の土煙の禁止を先行すべしとする反対論のため，実現を見なかったという[22]。なお坂野氏は国営会社の設立構想については触れていない。

四　サミュエルの構想

上述の二つの構想の検討とほぼ同時進行の形で，もう一つの会社設立構想が李鴻章のもとに持ち込まれ，検討が為された。即ち先に述べたイギリス人サミュエルの申し出たインド鴉片の輸出入の独占と，インド・中国への納税を請け負う会社の設立構想である。

さてサミュエルという人物については，先述の如く，1881年5月（光緒7.4）に中国の各通商港におけるインド鴉片の販売量の調査を目的として，中国を訪れた人物であるが，当初彼の身分については，必ずしも明確ではなかった。李鴻章は当初「英官沙苗」と表現しており[23]，イギリス政府の官員であると理解していたことを示している。しかしイギリス公使ウェードは「民間の投機家」・「金融機関に関係する聡明な男」であり，如何なる公職にも就いておらず，イギリスの公使や領事の紹介も無いのに，李鴻章は彼を「公人として責任のある地位に在るものと誤想している」[24]と述べている。一方総税務司ロバート・ハートは，インド省事務次官のマレット（Sir Louis Mallet）が，鴉片問題の調査のために派遣した人物であると述べている[25]。結局サミュエルは決してイギリス政府の公職に就いている者ではないが，インド省の非公式の嘱託の如き身分を持つ民間人であると言えよう。サミュエルは前述のように，天津において李鴻章に会見し，その際に広東商人何献墀等の会社設立について話題にしたと，李鴻章は上奏している。サミュエルはその後一旦帰国し，翌1882年3月（光緒8.2）に再び中国を訪れ，李鴻章に会見している。既にこの間に李鴻章はデトリングの提案により，馬建忠を香港・インドに派遣して打診・調査を行わせており，又匯豊銀行からの借款による会社設立の検討・交渉を進めていたことは，先に見た通りである。更に前年11月28日（光緒7.10.7）のウェードとの会談において，李鴻章はウェードの「但し沙苗の議の若きは，厚く非とすべからず」[26]という発言を聞いている。この事もあって李鴻章はサミュエルの構想に対しても，一定の関心を寄せていたと思われる。

サミュエルは1882年の年頭にインドを経由して再び中国を訪れ，3月23日（2.5）に李鴻章と会見した。彼はその前日にウェードと会っているが，デトリングの情報に拠れば，「沙苗京に在って威使と議するも，協せず」[27]という状況で，サミュエルとウェードとの間に考えの相違が見られるようである。李鴻章の総理衙門に宛てたサミュエルとの会見の報告に拠れば，李鴻章はサミュエルを「英国外部・印度部の信用せる商人」と述べ，会見の中でも彼の身分について話題にしており，ウェードが総理衙門に送った文書において，「サミュエルはイギリスの民間人であり，官職に就いていることもなく，その発言を拠り所とすることはできない。鴉片の事は，専ら駐京公使の考えで行うものであり，断じて傍らの人の干預するものではない。たとい干預しても，本国の外務省が認めない」と発言していることを引用し，今サミュエルはイギリス外務省と極めて親密な関係にあると言っているが，ウェードの発言と相違するのではないかと質問した所，サミュエルは，「ウェードの発言はそれとして正しいが，私は商人であり，本国の外務省・インド省やインド政庁の意図を十分に理解している。協定を結ぶ権限は公使に在るが，発議は商人より起こすものであり，公使が執拗に商人の議論の如何を理解せず，様々に妨害するが，商人がこの件の為に二度も中国を訪れるには，どうして予め備えが無いことがあろうか。どうして方法を講じて公使に私の考えのように処理させることができないことが有ろうか」と答え[28]，外務省やインド当局との親密な関係を強調し，ウェードが自分の構想を十分に検討することなく，妨害するような行動をとることに不満を抱いている口ぶりであり，又その実現の可能性について自信に満ちた発言をしている。

さて李鴻章はサミュエルとの会見において，問題の鴉片貿易の独占会社設立に関する構想について，彼の考えを問いただした。これに対してサミュエルは，大前提として，先ずインド政庁の税収を損なわないこと，次いで中国政府の税収を損なわないこと，更に密輸・脱税を無くすことの三点を挙げ，第一の点については，イギリス政府・インド政庁側は，条件として1億ポンドの現銀を担保として提出することであると言い，その詳細については，彼が北京から本国に考えを伝えており，本国政府の回答により，ウェードに処理の命令が出されるであろうから，その上で報告すると答えている。ここでも本国政府が自己の構想に承認を与えるものと確信している口ぶりである。李鴻章が中国側に納付すべき税厘額を幾らと考えているかとの質問に対して，サミュエルは多くとも120両までであると答えた。李鴻章は「税務司デトリングは180両で引き受けたいと言っているが」と述べると，サミュエルは「現在土煙盛行すれば，入口の洋薬税は多くも百二十両に至って止めと為す」とし，如し将来中国が国内の罌粟栽培を禁止することができ，土煙を減少させることができたなら，或いは開業の後，業績に成果が見られれば，その時点で協議することとしたいが，180両に増額するか否かは未定であると答え，当座は穏当な方法を取るべきであるとし，国産鴉片の盛んな流通を理由に，120両以上の額に対して難色を示した。

又中国への税は，どの機関が引き渡すのかとの質問に対しては，入港地の海関において，その鴉片の箱数によって納付するとし，違反した場合の保証について

は，この件の契約が成立すれば，中国・イギリスの国家間で専門の協定を結び，更に契約者と合同を締結して，その協定の中に組み込み，「欧・美各国の両境を連絡するの電報・火輪公司を設立する者の如く，往々この成式有り。若し欠課有れば，約に照らし責罰し，断じて虞れ無かるべし」と述べ，欧米の国家間をまたぐ電報・汽船会社の事業方式を採用し，税の滞納等に対して処罰規程が有るから，心配はないとしている。従って如しこの会社が中国に対する納税を怠った場合，イギリス政府の責任により，会社に対する責任追及や滞納の是正が為されると，中国側の不安感の払拭に努めている。

李鴻章はサミュエルの構想には鴉片貿易の逓減の意図が無く，鴉片貿易が永久に停止されなくなるが，と質問したことに対して，逓減の方法について協議の上，処理できないことではないが，鴉片の産地はインドだけでなく，現在ペルシャ鴉片は年産8000箱で，ロシア人により新疆の南北八城に持ち込まれており，トルコ鴉片も盛行しており，インド鴉片の輸入を逓減すれば，逆にペルシャ・トルコ鴉片の流入を促進させることとなると，その不可を論じている。

サミュエルの構想する会社の資本についての質問に対して，「中西の各商，皆股を集める可し。現在資本已に集まり，已に一定の把握有り。並にこれを空言に託するに非ず」と答え，中国・欧州の商人より投資を求め，既に一定の見込みが立っていると語っている。李鴻章は更に前述の広東商人何献墀について言及し，彼を知っているかと尋ねると，昨春に会ったが，彼は私の構想を窃取して総理衙門に持ち込もうとした。しかし香港総督ヘネシー等は「何姓の流亜は，甚だ靠るべからず」と評しており，「更に笑うべきは，今回上海に立ち寄った所，私に利を以て合弁しようと誘う者が有り，彼の構想では，中国政府への納付額は150両とし，その税の内より『使費若干』を控除し，且つ毎年の納税は6万2000箱分を限度とし，販売がこの量を越えた場合に，その越えた分がこの会社の利益となるとするものであり，弊害百出する案である。この構想が総理衙門に提出されたと聞くが，鴉片事情を知る者なら，これは実施し難い案であることを見抜くであろうし，私は騙されずに貴方にお会いした訳である」と述べており，何献墀等の構想以外に，上海においても中国商人が彼に合弁による会社設立をもちかけるということが有ったと述べている。

ウェードの本国外務省宛の書簡をサミュエルは見ているか否かとの質問に対して，その大略は知っていると述べ，ウェードは二点述べており，第一は中国が香港に「総桟」を設けるという案（デトリングの案を指すか）についてであり，イギリスは決して認めないであろう，又たとい認めたとしても，インド鴉片が中国に輸送される際に，・シンガポール・サイゴン・ジャワ等の地を経由するが，その際に分散して香港を飛び越えて中国の各港に密運されることは免れず，密輸を杜絶するという虚名を有するのみとなろう，と自己の考えを述べている。第二には，ウェードは鴉片税の問題を内地の商務を整頓することと併せて処理しようとしているが，それは本国の意図ではなく，又中国も決して認めないであろうとしている。

最後に李鴻章は，中国政府の条件として，鴉片より得られる税収を減少させないこと，鴉片の密輸・脱税を無くすことの保証を要求し，それが満たされるなら，彼の構想に賛成できるとしている[29]。

かくして李鴻章はサミュエルの言う本国からの回答を待ち，その上で馬建忠に伝えて交渉するか，或いは直接李鴻章が交渉に当たるか，いずれでも可能であるとして，この会見を終えた。李鴻章はイギリス政府がサミュエルの構想に同意を与えるなら，中国政府も同調し，彼の鴉片貿易独占会社の設立構想に対して，了承を与える意図を固めたと見られる。

所がこの会見の約1か月後の4月19日（3.2），李鴻章は母親の服喪の為，直隷総督の職を辞し，両広総督の張樹声が署理することとなり，この問題の解決も張の手に委ねられることとなった。『清史稿』の李鴻章伝に拠れば，西太后の強い要請から，直隷総督を署理する形で任の留めようとしたが，彼の固辞により，直隷総督の辞任は認めるが，天津に在って北洋大臣の職務を署理させたとあり[30]，翌年7月13日（6.10）には直隷総督に復帰することとなる[31]。

李鴻章の服喪の期間に，直隷総督を代理することとなった張樹声は，「英商包攬洋薬章程，請飭総署核議摺」と題する上奏を行っている。この上奏が提出された日付は明らかでないが，光緒8年4月22日（1882.6.7）に旨を奉じている[32]。

この上奏において，張樹声は，輸入鴉片に対する税厘増額をめぐる李鴻章とウェードとの交渉，李鴻章のサミュエルとの会談等の経緯を述べた後，李鴻章はサミュエルと会見した後，偶々天津に来ていたハートに対して，サミュエルと詳細に協議するように命じた。それを承けてハートはサミュエルの立案した章程を漢文に翻訳して李鴻章に提出したが，彼はそれを検討する暇無く，代理の張樹声に引き継がれた，と述べている。そして張樹声は，サミュエルの考えた章程の外に，ハートやサミュエルと数点について検討したが，サミュエルは未だその点は了承していないと述べて，張樹声も加わって検討が為されたことを報告した上で，鴉片貿易を独占する会社の設立を行うべきか否か，先ずその方針を定め，その後に詳細について検討を行うべきであるとして，中国政府として，設立を了承するかどうかを決定すべきであると主張している。彼はその検討の為の資料として，サミュエルが立案し，ハートが翻訳した「攬辨洋薬章程」，及びハートが立案し提

出した「議収洋薬厘税節略」を添付し，総理衙門において可否の決定を下すように要請した。この上奏に対して，「該衙門議奏せよ」との旨が下され，総理衙門において検討されることとなる。

ではサミュエルの立案した「攬辨洋薬章程」は，如何なる内容のものであろうか。この章程は全17条からなっている。

先ず中国政府はサミュエルに鴉片輸入の業務を委任することを認め(第一条)，そのことをイギリス政府に通知すること(第二条)，両国政府により，以下の3点を含む「洋薬専約」を協定する（第三条)。鴉片貿易の一切をサミュエルに委ね，彼の考える方法により5年間試行し，満期に至り成果が有れば，継続して営業させる(第四条)。イギリス政府はインド産の全ての鴉片をサミュエルに売却し，他の地域産の鴉片も，全てサミュエルに売却されるように援助する(第五条)。中国政府はサミュエルのもたらす鴉片に対して，章程により毎100斤税銀100両を納付させる外，通商港や内地を問わず，全て再度徴税を行わないこと，但し洋薬店を開設する者に対して，年に税銀若干を徴収することを認める（第六条）と規定した上で，これらが認められた場合のサミュエルの義務として，以下のことを行う（第七条)。即ち，開業時に両国に一定の担保の提出を必要とする場合，サミュエルが調達し準備するが，現銀又は小切手のどちらでも可とする(第八条)。サミュエルは鴉片を中国以外の各国にも輸送する外，その余は全て中国に輸送し，随時その量を報告し，別に各海関は調査彙報を行う（第九条)。マルワ鴉片・ペルシャ鴉片も全てサミュエルが購入し，中国に輸出し，所定の関税を納付し，その数量を報告する(第十・十一条)。中国に輸出する鴉片については，毎100斤銀100両の税厘を完納すること，及び第三者が上記3種の鴉片を中国に持ち込んだ場合も，サミュエルはその税厘の完納を請け負う（第十二条)。香港・シンガポール等の地の官憲と協定の締結を必要とする場合は，サミュエルが交渉を行う(第十三条)。5年間の試行の後，サミュエルは状況を見て税厘の増額が可能か否かを判断し実施する(第十四条)。試行期間の後，両国が鴉片貿易の禁止すべきであると判断した場合は，サミュエルは按年逓減の法を検討する(第十五条)。中国政府はこれまでにサミュエルが要した往復旅費，その他の経費として銀2万両を支払い，以後サミュエルは如何なる請求も行わない(第十六条)。以上の方法は中英両国間の問題であり，他国の関係することでは無いが，如し他国が問題にした場合，従来通り当該国との間の条約により課税を行う（毎100斤関税30両の徴収）と回答する（第十七条）と規定している[33]。

張樹声が上奏に添付したもう一通の総税務司ハートによる「議収洋薬税厘節略」は，10項目の箇条書きで翻訳されている。

第一項においては，中国が他国と新たに協定を結ぶ場合，他の締約諸国の承諾を得る必要が有り，如し一国でも反対すれば，その実施は困難であるという中国の条約上の不平等な地位を明らかにし，第二項で，鴉片貿易は中英関係の問題ではあるが，両国間で新たな関税の徴収や税厘併徴の章程を定めても，他の締約諸国の承諾が無ければ，実施できないとし，更に第三項において，この問題の困難な点は，税厘併徴の実施は増税につながり，密輸・脱税の増加を招き，この取締の為に多くの官吏を必要とすること，税厘分徴の方法を取れば，商人は厘金額の低い関卡に集中し，他の関卡も競って増収を図り，商人を引き寄せる為に厘金を低くし，全体として税収の損失を受けるという二点を挙げる。その上でサミュエルの章程については，第三国との協議も必要無く，又他国により妨害を受けることなく実施可能であり(第五項)，税収も税厘併徴や税厘分徴に比べて見込みが有り(第六項)，密輸取締に多くの人員を必要とせず（第七項)，悪徳商人も密輸・脱税を図る路が無く(第八項)，試行期間が設定されているため，税額の増加或いは漸禁の措置を取ることを可能にしている（第九項）として，その優れた点を挙げ，最後の第十項において，サミュエルについては，彼が中国に来る前は知らなかったが，中国に来て数回会談を重ね，彼が各国の通貨事情や為替の事に精通している有能な人物であると知り，彼の考えた方法も甚だ周到である。その上インド省大臣の紹介状を有しており，該大臣も彼を尊敬し，彼の法に従おうとして与えたものであり，十分に信頼できる人物であり，更にこの事業を引き受ける才能を有していると激賞し，税厘併徴の問題が暗礁に乗り上げている現在においては，サミュエルの構想の実施は，他国の干渉を防ぐことができ，税収の増加・経費の削減を可能とする案であり，実施すべきであると建議している[34]。

かくして総税務司の強力な推薦を受けたサミュエルの鴉片輸入会社の設立案は，総理衙門における審議に付されることなった。総理衙門の恭親王奕訢等は指示を受けた4日後の6月11日（4.26）に覆奏を提出した[35]。そこでは先ず総理衙門の見解として，サミュエルとハートの挙げている利点に対して，「該英商の擬する所の章程は，この数端は尚お採るべきこと無きにあらず」と評価した後，輸入鴉片に対する税厘併徴は既に煙台条約に規定し，更にその税厘の額について，昨年左宗棠が毎箱100斤150両の額を提起したのも，税厘を増額すれば，吸食者が減少するであろうことを願い，国勢の挽回を意図したものであり，決して税収の増加を目的としたものでは無いと述べ，これまでウェードとの交渉において，李鴻章は税厘併せて110両への増額を主張し，ウェードは100両の増額を妥当として，本国にその承認を要請し，その回答を待っている所であり，李鴻章とウェードの間の差額は大きくない状況である

とし，如しサミュエルの案を実施しても，必ずしも確実な成算は無く，如何にインド鴉片の出口を抑え，密輸・脱税の根源を絶つという利点が有るとしても，今後この種の事業に外国人の参入を招き，これを前例として拒絶できなくなるとの予見を示し，中国の名分上正しいことでは無いとし，断じて実施すべきではないとの結論を打ち出している。そしてウェードに照会し，速やかに本国の回答を得るよう催促させ，如しイギリス政府が自ら「総商」を設立して業務の引き受けを願うなら，その時に税厘の額や必要な章程や試行期間等について協議すべきであると覆奏している。従って総理衙門は如何にハートの推奨が有り，又イギリス政府高官の紹介の有る人物による事業ではあっても，更に密輸・脱税の根絶や中国の税収の増加にメリットの有るものであっても，外国人に請け負わせることが，今後の悪例を残すことに繋がり，大義名分の上で芳しくないとして斥け，ウェードの税厘併せて100両とする案に対するイギリス本国の回答を待つべきであるとしている。なおこの覆奏に対する批語は記されていないが，『徳宗実録』の光緒8年4月丁丑（22日）の条に，張樹声の上奏と総理衙門の覆奏が提出されたことを記した後，「此れに従え」とあり[36]，総理衙門の設立拒否の見解が嘉納されたことが解る。

五　ロバート・ハートの対応

李鴻章がなお服喪期間にあった1883年1月3日（光緒8.11.25）に，彼は総理衙門に書簡を送り，ハートがこの案件の再検討を要請していることを伝えている。そこではウェードやハートが言うには，サミュエルへの出資者は鴉片売買で身を起こしたユダヤ商人の老沙遜・新沙遜（David Sasson and Co. Ltd.）等であり，2億の資金を擁していることはインドの官員も熟知している。ハートはサミュエルの構想に半信半疑であるが，成功すればハートの率いる海関が多額の税収を得られることから，盛んに推奨していると述べ，李鴻章自身の見解は，中国政府がサミュエルに請け負わせた場合，却って彼に大きな権限を与え中国が苦境に陥り，操縦することも困難になる恐れが有るとして，総理衙門の先の却下の決定は，「洵に直截にして了当為り」と賛意を示している。

更にハートは，イギリス政府がサミュエルの構想について，どう考えているのかと疑問を呈し，中国政府はサミュエルに事業を請け負わせるという線で，駐英公使曾紀沢にイギリス外務省と協議させるよう，総理衙門より曾に指示するように要請している。これについて李鴻章は，中国がサミュエルに請負を願っているとなれば，イギリスはそれにより鴉片貿易の非難に対して責任を免れることが出来よう。ここは相手の計略を逆手に取り，総理衙門がハートに返書を送り，サミュエルの構想をイギリス政府が実施を認めるなら，先ず英外務省が曾公使と協議し，その内容の如何によって検討すると答え，一方で曾紀沢に密命し，機を見てイギリス政府と「専条」を結び，イギリス政府によってイギリス商人を統制させる方策を取るように進言している。さもないとハートの言の如く，長期間決着せず，却って中国に非難が集まることになると忠告している。

最後に李鴻章は，イギリスの意図は，インド鴉片に対する増税はインド政庁の歳入に影響すると考え，税厘併徴に当たっての厘金額の決定を引き延ばすことが，彼らにとって有利であり，中国が早急にこの問題を決着させないと，諸外国の干渉を招き，イギリスの引き延ばし戦術にはまる恐れがあるとして，早急の解決を要請している[37]。

サミュエルの構想を強く支持した海関総税務司ハートの意図は，何処に在ったのであろうか。

ハートより中国海関ロンドン辨事処の税務司キャンベル（James Duncan Campbell，漢名：金登幹）に宛てた書簡は“*THE I. G. IN PEKING*”に収録されているが，これにはキャンベルよりハート宛の書簡は収録されておらず，それについては中国語訳の『中国海関密档』により補充して見ることとする[38]。

ハートのキャンベル宛書簡において，初めてサミュエルに言及しているのは，北京より1881年5月22日（光緒7.4.25）に発したものであり，サミュエルが最初に中国を訪れて帰国する頃のものと思われる。そこでは「この地に一人のサミュエルという人がいるが，彼も帰国しようとしており，貴方を訪問する可能性が有る。インド省（India Office）の Sir L. Mallett が，彼を派遣して鴉片問題を調査させようとしている。彼の頭の中には一つの極めて良好な計画を持って帰国しようとしており，私の立場で言えば，私はこの計画を支持する」[39]と述べており，サミュエルをインド省の次官マレットより派遣された人物として紹介し，ハートも支持する計画を持って帰国し，キャンベルを訪問するかも知れないと伝えている。この後彼らの書簡にはしばしばサミュエルに関する言及が有るが，その中で注目されるのは，同じ中国海関の税務司として天津海関に勤めるドイツ人デトリングがこの件に関与していることを問題にしている。既に見たように，彼は匯豊銀行と融資の交渉を進め，李鴻章とサミュエルの会見の中でも，構想を認めた場合の中国政府への納付額をめぐる駆け引きにも登場している。ハートはデトリングを李鴻章の「有力な助手（D. is at his right hand）」[40]と評し，馬建忠のインド訪問もデトリングの発意に李が同意したものと考えられ，この件の解決の主導権が彼らに握られることを懸念している様子が見られる。キャンベルはサミュエルについて「疑い無く一つの有力なシンジケートの支持を受けており，この独占組織はかの電報の維持補修と敷設の会社及びその他のコン

ツェルンと関係を持つ人々で構成されている」[41]と報告している。又キャンベルは，1882年7月にデトリングがヨーロッパに来て活発に活動していることを報じ，彼の来訪の目的は，李鴻章の鴉片貿易の構想が順調に英国政府に受け入れられるか，及びジャーディン・マゼソン商会とサッスーン商会の経済的支持が得られるか否かを明らかにする為と述べ，ロンドンにおいて下院議員と接触しており，ジャーディン・マゼソン商会はこの事業の資金の全額を引き受けたいと願っているが，デトリングはこれとサッスーン商会の共同行動が，彼にとって更に有利であると考えていると報告している[42]。従って1881年から82年にかけて，それぞれの鴉片貿易会社の設立実現に向けて，サミュエルとデトリングは同時に活動していたことになる。ハートのデトリングに対する警戒心は,「彼は当然にもドイツ人気質（naturally German proclivities）持っている。この種の気質はある時には無意識に出るが，別のある時には意識的である。……しかしイギリスとドイツの当面の中国における利益，及び将来の東方における利益を比較した場合，私は少しもこれに大きな支持を与える意図は無い。私は天津に有力な人物を配置しなければならず，一人のイギリス人を配置しようとしている。しかし公使館と領事館の敵対的態度は，イギリス人税務司に天津での工作を困難にさせている」[43]という言葉に見られるように，母国イギリスの中国における利益の為にも，デトリングの構想を挫折させると共に，デトリングの津海関税務司の職を更迭し，イギリス人を配置しようとする意図を吐露している。こうした意図からもハートはサミュエルの構想の実現に強く肩入れしつつも,「私はサミュエルが彼の計画を実現できるよう希望していた。如し彼が為し得ないなら，デトリングの成功を希望する。何故ならこれは確実に良い計画であるからである」[44]と述べ，最善の策はサミュエルによる請負であるが，次善の策は鴉片の密輸・脱税の防止と，税収の確保の為，デトリングの案による請負も認めるという考えも示している。

イギリス政府がサミュエルの構想に対して懐疑的で同意を与えない理由を，キャンベルは駐英公使曾紀沢の見方として，二点挙げている。第一は，サミュエルには言う値する権勢を持つ人物の支持が無く，彼をイギリスの外務次官ポンスフォート（Sir Julian Pauncefote）或いは外務省に推薦する如何なる高級官僚もいないこと，第二に，彼には財政上の支援が無く，現在探している最中である[45]，としている。つまりイギリス政府内に有力な支援者を獲得できず，又その事業を資金面で支える有力なスポンサーも見出せない状況にあったことになる。

しかしハートはなおサミュエルの構想を諦めきれなかったようであり，既にこの構想の挫折が明らかになった1883年3月にキャンベルに宛てた書簡において,「しかし我々の最良の挽回策は，サミュエルのあの計画を行うことであり，その為に私はサミュエルの計画を支持し，彼を支持した。この計画が有り（如し真に実行できるなら），サミュエルがおれば(私は彼が如何なるその他の人に比べて，更にうまくこの計画を実施できると確信している)，密輸は不可能であり，且つ我々の税収を確保できる。しかし彼がおらず，あの計画が無いなら，我々はただ最大の努力を尽くして110両の税を徴収しなければならない（我々が現在努力して30両の関税を徴収していると同様に)。」[46]と記している。

従ってハートはサミュエル個人を支持したわけではなく，彼の構想がハートの年来の念願にかなうものであったが故に，その実現を期待し，盛んに中国政府当局に働きかけを行ったのである。結果的にサミュエルの構想も実現されず，ハートは自らの手によって懸念される密輸・脱税を防止しつつ，輸入鴉片に対する税厘併徴の業務を実施する決意を固めたものと思われる。

六　おわりに

インド鴉片を独占的に輸入販売する会社の設立に関して，中国の民間商人により，又デトリングの構想による国営の会社設立構想が提起され，更にイギリス商人サミュエルの構想も持ち込まれ，李鴻章はそれぞれの案に関心を示した。同時並行的に「煙台条約」の批准に向けて，鴉片に対する税厘併徴の額をめぐって，交渉が繰り返されており，容易に決着を見ない問題を，独占会社に請け負わせ，インド・中国両政府の税収を保証するという案により解決を図ることは，李鴻章にとって極めて好ましいものであったと思われる。しかしこの事業を請け負う人物の信頼性・資金力等の問題から，更には鴉片貿易の独占事業を外国人に委託することに対する懸念や体面の上から，認めるところとならず，構想のままに終わることとなった。

この経緯の中から，李鴻章の鴉片の禁絶よりも，当面の課題である税収の確保を優先する考えが見られ，イギリス政府は「煙台条約」の批准が遅れることは，中国側が既に条約の規定を実施していることから，痛痒を感じず，故意に交渉を遅延させているようにさえ見える。ロバート・ハートは，デトリングへの対抗意識を持ち，自己の影響下で会社の設立が為されれば，母国イギリスの中国における利権の拡大に資するという意向を抱いていたことが伺われる。問題の解決はロンドンにおける曾紀沢とイギリス外務省との交渉に委ねられ，1885年7月18日（光緒11.9.11）に「煙台条約続増専条」の締結により一段落を告げることとなる。

［なお小稿は，平成7年度科学研究費補助金（一般研究C）研究報告書の一部を大幅に加筆補訂したものである。］

註

(1) 『約章成案匯覧』甲編巻2，「中英通商章程十款」。
(2) 例えば『籌辨夷務始末』同治朝，巻79，同治9年12月丙子の条，「戸部総理各国事務衙門奏」。
(3) 『籌辨夷務始末』咸豊朝，巻 79，咸豊11年5月丁巳の条，この日付の恭親王等の上奏が5件収録されているが，その5件目の「赫徳原禀」中の「洋薬一款各口情形」。
(4) 『約章成案匯覧』甲編巻2，「中英会議煙台条約三端」第三端第三条
(5) アメリカとの「中美続補条約」第二条（1880年11月），ブラジルとの「中巴条約」第十四条（1881年10月），ロシアとの「中俄続改陸路通商章程」第十五条（1881年2月）において規定した。
(6) 金楷理口訳，姚芬等筆述『西国近事彙編』，壬午巻3，p. 57 a.「光緒八年八月十四日至二十日西報（西暦1882年9月25日至10月1日）」。
(7) 『左文襄公全集』奏稿，巻58，「厳禁鴉片請先増洋薬土煙税捐摺」光緒7年5月初5日。
(8) 『李文忠公全集』（以下『李全集』と略称）朋僚函稿，巻20，p. 7b.「復左相」，光緒7年5月3日。
(9) 同前，奏稿，巻41，p. 32a.「議設洋薬公司片」，光緒7年6月16日。
(10) 同前，朋僚函稿，巻20，p. 15a.「復李若農読学」，光緒7年7月12日。
(11) 同前，訳署函稿，巻12，pp. 25a-b.「与英国威使問答節略」，光緒7年10月7日附。
(12) 同前，訳署函稿，巻12，p. 22a.「論洋薬加徴税厘」，光緒7年10月8日。
(13) 李圭撰『鴉片事略』，楊家駱主編『鴉片戦争史料文献彙編六』pp. 203-249. 所収。
(14) 坂野正高「馬建忠のインド紀行，『南行記』――一八八一年，アヘン貿易漸減打診の旅――」（『東洋史研究』第80巻第4号，1980年3月），後に1986年に東京大学出版会より刊行された『中国近代化と馬建忠』に，「インド紀行，『南行記』――一八八一年，アヘン貿易漸減打診の旅――」と改題して収録されている。
(15) 『李全集』朋僚函稿，巻20，p. 14. a.「致曾劼剛星使」，光緒7年6月24日。
(16) 前掲『鴉片事略』，pp. 227-229.
(17) 『李全集』訳署函稿，巻12，pp. 25b-32a.「馬道建忠在印度西末喇謁晤黎督貝戸部問答節略，附」。
(18) 『李全集』訳署函稿，巻12，p. 25a.「議加洋薬税厘」，光緒7年10月18日附。
(19) 同前，pp. 41a-b.「訳匯豊銀行関密郎函稿，附」。
(20) 同前，p. 43a.「論洋薬税厘並進出口税」，光緒7年10月27日。
(21) 同前，pp. 45b-46a.「訳匯豊銀行擬攬辨洋煙塾付銀款章程，附」。
(22) 前掲『鴉片事略』，p. 227.
(23) (9)に同じ。
(24) 坂野前掲書，p. 148.
(25) 同前，p. 152.
(26) (11)に同じ。
(27) 『李全集』訳署函稿，巻13，p. 4b.「論洋薬加税並呈英商問答」，光緒8年2月初6日。
(28) 同前，p. 4b.「英商沙苗謁見問答節略」，光緒8年2月初5日附。
(29) 以上の記述は，同前に拠る。
(30) 『清史稿』巻411，「李鴻章伝」。
(31) 銭実甫編『清季重要職官年表』。
(32) 『清季外交史料』巻27，pp. 33b-37b.「直督張樹声奏英商包攬洋薬章程，請飭総署核議摺，附章程」。
(33) 以上は，同前に付録されているサミュエルが提出し，ハートが漢訳した「攬辨洋薬章程」に拠る。
(34) 以上は，同前に付録されているハートの「議収洋薬厘税節略」に拠る。
(35) 同前，pp. 37b-39a.「総署奏議英商攬辨洋薬事宜摺」。
(36) 『大清徳宗実録』巻145，光緒8年4月丁丑の条。
(37) 以上は，『李全集』訳署函稿，巻13，pp. 52b-53b.「論攬辨洋薬議覆赫徳」，光緒8年11月25日。
(38) *THE I. G. IN PEKING*, Harvard Univ. Press, 1975.（以下 *I. G.* と略称）と中国第二歴史档案館・中国社会科学院近代史研究所合編『中国海関密档』（中華書局刊，以下『密档』と略称）の出版の経過，及びその内容等については，『中国海関密档』第一巻の「前言」を参照されたい。
(39) *I. G.* Vol. I, p. 372. 330, Z/50, 北京発，1881年5月22日。
(40) *Ibid.*, p. 389. 342, Z/58, 北京発，1881年10月16日。
(41) 『密档』第二巻，p. 658. 880, Z/176, ロンドン発，1881年11月18日。
(42) 『密档』第三巻，p. 99. 957, Z/216, ロンドン発，1882年7月28日。
(43) *I. G.* Vol. I, p. 424. 377, Z/90, 北京発，1882年9月29日。
(44) *Ibid.*, p. 433. 388, Z/98, 北京発，1882年11月26日。
(45) 『密档』第三巻，pp. 230-231. 1047, A/293, ロンドン発，1883年3月23日。
(46) *I. G.* Vol. I, p. 456. 409, A/47, 北京発，1883年3月24日。

（2001年9月10日受理）